

さいたま市環境影響評価技術指針手引

平成29年5月

さいたま市

目次

序章	さいたま市環境影響評価技術指針手引について	序 - 1
序. 1	さいたま市環境影響評価技術指針手引の利用方法等	序 - 3
第1章	総論	1 - 1
1. 1	趣旨	1 - 3
1. 2	基本的事項	1 - 4
1. 3	環境影響評価及び事後調査の手順	1 - 7
1. 4	環境配慮事項及び環境保全措置に関する事項	1 - 26
第2章	別表	2 - 1
2. 1	別表1 環境影響評価の項目	2 - 3
2. 2	別表2 地域特性の把握のための調査項目	2 - 5
2. 3	別表3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表	2 - 6
2. 4	別表4 自然環境の保全等を目的として法律又は条例の規定により指定された地域	2 - 60
2. 5	別表5 調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項	2 - 63
2. 6	別表6 準備書作成までの段階における環境保全措置検討のための基本事項	2 - 72
第3章	各論	3 - 1
3. 1	大気質	3 - 5
3. 2	騒音・低周波音	3 - 21
3. 3	振動	3 - 35
3. 4	悪臭	3 - 47
3. 5	水質	3 - 61
3. 6	水象	3 - 79
3. 7	土壌	3 - 93
3. 8	地盤	3 - 103
3. 9	地象	3 - 115
3. 10	動物	3 - 127
3. 11	植物	3 - 141
3. 12	生態系	3 - 157
3. 13	景観	3 - 169
3. 14	自然とのふれあいの場	3 - 181
3. 15	史跡・文化財	3 - 191
3. 16	日照阻害	3 - 199
3. 17	電波障害	3 - 207
3. 18	風害	3 - 215
3. 19	廃棄物等	3 - 223
3. 20	温室効果ガス等	3 - 231
3. 21	コミュニティ	3 - 239
3. 22	地域交通	3 - 247
3. 23	安全	3 - 259

第4章 関係図書作成上の留意事項	4 - 1
4.1 共通事項	4 - 3
4.2 調査計画書の作成	4 - 3
4.3 準備書の作成	4 - 6
4.4 評価書の作成	4 - 9
4.5 事後調査書の作成	4 - 9

序章 さいたま市環境影響評価
技術指針手引について

序章 さいたま市環境影響評価技術指針手引について

序. 1 さいたま市環境影響評価技術指針手引の利用方法等

序. 1. 1 目的

このさいたま市環境影響評価技術指針手引（以下「手引」という。）は、平成 28 年 10 月に施行される「さいたま市環境影響評価技術指針」の内容を解説し、あわせて、地域区分ごとの作成事例を例示することにより、環境影響評価及び事後調査がより適切かつ円滑に行われ、対象事業等の実施に際し、環境の保全について適正な配慮が行われることを目的とする。

序. 1. 2 利用方法

この手引は、環境影響評価等を行う事業者及び都市計画決定権者並びに事業者等から環境影響評価等の委託を受ける者が利用することを想定している。

このため、この手引は、利用者が環境影響評価及び環境影響評価の対象となる項目に関する基礎的な知識及び技術を有していることを前提にしている。

この手引は、技術指針の規定を解説し、事例を例示したものであり、事業者等が環境影響評価等を行うに当たってこの手引を参考に実施するものとする。事業者等には、環境影響評価等を行うに当たっては、事業特性及び地域特性を勘案した上、技術指針に従って調査等の項目及び方法を選定し、環境保全措置を検討すること。

序. 1. 3 構成等

技術指針と手引の構成の対照は、次ページのようにになっている。

この手引での技術指針の解説（第 1 章、第 2 章及び第 3 章）においては、技術指針の規定を で囲み、その次に解説を記述した。

なお、解説が不要と考えられる技術指針の規定については、解説を省略した。

法律、条例、告示等の引用にあたっては、誤解が生じない範囲でその年、番号等を省略した。

【例】環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）

→この手引での表記方法：環境影響評価法

技術指針と手引の構成対照表

技術指針	手 引
<p><u>第1 総論</u></p> <p>1 趣旨</p> <p>2 基本的事項</p> <p>3 環境影響評価等の手順</p> <p>4 環境の保全のための措置に関する事項</p> <p>別表1 環境影響評価の項目</p> <p>別表2 地域特性の把握のための調査項目</p> <p>別表3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表</p> <p>別表4 自然環境の保全等を目的として法律又は条例の規定により指定された地域</p> <p>別表5 調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項</p> <p>別表6 準備書作成までの段階における環境保全措置検討のための基本事項</p>	<p><u>序章</u></p> <p><u>第1章 総論</u></p> <p>1.1 趣旨</p> <p>1.2 基本的事項</p> <p>1.3 環境影響評価及び事後調査の手順</p> <p>1.4 環境配慮事項及び環境保全措置に関する事項</p> <p><u>第2章 別表</u></p> <p>2.1 別表1 環境影響評価の項目</p> <p>2.2 別表2 地域特性の把握のための調査項目</p> <p>2.3 別表3 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表</p> <p>2.4 別表4 自然環境の保全等を目的として法律又は条例の規定により指定された地域</p> <p>2.5 別表5 調査計画書作成までの段階において留意されるべき配慮事項</p> <p>2.6 別表6 準備書作成までの段階における環境保全措置検討のための基本事項</p>
<p><u>第2 各論</u></p> <p>1 大気質</p> <p>2 騒音・低周波音</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>2.3 安全</p>	<p><u>第3章 各論</u></p> <p>3.1 大気質</p> <p>3.2 騒音・低周波音</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>3.2.3 安全</p> <p><u>第4章 関係図書作成上の留意事項</u></p> <p>4.1 共通事項</p> <p>4.2 調査計画書の作成</p> <p>4.3 準備書の作成</p> <p>4.4 評価書の作成</p> <p>4.5 事後調査書の作成</p>